

各務原市公民館複写機及び印刷機使用取扱要綱

(平成21年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市公民館（以下「公民館」という。）に設置し、管理する複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 複写機等を使用できるものは、原則として公民館を使用している団体又は地域の公共的団体とする。

(複写できる資料)

第3条 複写機等で複写できる資料は、前条に掲げるものが自らの活動に使用するために作成した資料とする。

(著作権法の遵守)

第4条 複写機等の使用に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定を遵守しなければならない。

(使用時間)

第5条 複写機等を使用することができる時間は、原則として公民館の開館時間中とする。

(使用方法)

第6条 複写機等を使用しようとするものは、あらかじめ公民館の職員の承諾を得なければならない。

2 複写機等の使用の承諾を受けたもの（以下「使用者」という。）は、複写機を使用する場合は公民館に備えてある複写用紙を用い、印刷機を使用する場合は使用者が印刷用紙を持ち込み使用するものとする。

3 複写機等の使用を終えたときは、複写機等使用簿に使用した用紙の規格、枚数等を公民館の職員に申し出るものとする。

(費用負担)

第7条 複写機等の使用に当たっては、別表に掲げる費用を負担するものとする。

2 教育委員会は、公益上特に必要と認める場合は、前項の費用を徴収しないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月14日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	金 額		
複写機	白黒	原紙1面につき	10円
	カラー	原紙1面につき	50円
印刷機	原紙1面につき 100円 （1原稿の印刷枚数が100枚を超えた場合は、10枚ごとに10円を加算する。）		

備考 カラーの複写は、川島ライフデザインセンターの複写機に限る。